

## 核兵器禁止条約への署名・批准を日本政府に求める意見書

令和2年10月24日、核兵器禁止条約(TPNW)に批准した国・地域が50を超え、令和3年1月22日に条約が発効しました。

これにより「核兵器の開発、実験、製造、保有、威嚇、使用」などあらゆる活動の禁止が目指され、非人道的兵器・絶対悪と定める国際規範が成立しました。世界は核兵器廃絶という希望へ大きく前進しつつあります。

「核兵器を持たず・作らず・持ち込ませず」の非核3原則を国是とする「唯一の戦争被爆国」である日本は、核兵器保有国と非保有国の間に立って、核兵器廃絶への対話をつくり出すべき立場にあり、核兵器をめぐる世界情勢の中で、日本に与えられた役割はますます大きくなっています。

よって、政府及び国会におかれましては、核兵器の恐ろしさを広島・長崎で経験した国として1日も早く核兵器禁止条約に署名・批准されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年3月22日

尾道市議会

関係行政庁及び国会あて